審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　農林水産部　農地整備課

法令名	土地改良法	法令番号	昭和２４年法律第１９５号
手続名	土地の形質変更の許可	根拠条項	第１２２条第２項

審査基準	申請に係る土地の形質の変更、工作物の新築、改築若しくは修繕又は物件の附加増置の行為が土地改良事業の施行に支障を及ぼさず、かつ、当該行為が必要やむを得ないものであることが認められること。

受付機関	農林事務所	処理機関	農地整備課	交付機関	農地整備課	標準処理期間	３０日	目次№	１２
						標準経由期間	１５日		